第二十二条の七十五の三を次のように改める。

（連結法人の対象純支払利子等に係る課税の特例）

第二十二条の七十五の三　施行令第三十九条の百十三の二第五項に規定する財務省令で定める契約は、金融商品取引業等に関する内閣府令第六十八条第四号に規定する貸出参加契約とする。

第二十二条の七十六第二十五項中「第十一項第一号、第十二項」を「第二十八項第一号、第二十九項第一号」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第二十四項中「第六号」を「第七号」に改め、同項第一号中「法第六十八条の九十第十一項に規定する」を「各事業年度の」に改め、「損益計算書」の下に「（これに準ずるものを含む。）」を加え、同項第二号中「類する」を「準ずる」に改め、同項第四号中「施行令第三十九条の百十五第二項に規定する本店所在地国の法人」を「本店所在地国の法人所得税（施行令第三十九条の百十五第一項第二号に規定する法人所得税をいう。以下この号及び次号において同じ。）に関する法令（当該法人所得税に関する法令が二以上ある場合には、そのうち主たる法人所得税に関する法令）」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　施行令第三十九条の十五第六項に規定する企業集団等所得課税規定の適用がないものとした場合に計算される法人所得税の額に関する計算の明細を記載した書類及び当該法人所得税の額に関する計算の基礎となる書類で各事業年度に係るもの

第二十二条の七十六第二十四項を同条第四十一項とし、同条第二十三項を同条第四十項とし、同条第二十二項第四号中「株式又は出資（以下この号及び第二十四項第五号において「」及び「」という。）」を削り、同項を同条第三十九項とし、同条第二十一項中「第十七項及び第十八項」を「第三十四項及び第三十五項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第二十項中「第十項」を「第二十七項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第十九項中「第十一項から第十三項まで」を「第二十八項から第三十項まで」に、「第十一項」を「第二十八項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第十八項中「第十一項」を「第二十八項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第十七項を同条第三十四項とし、同条第十六項中「第十一項から第十三項まで」を「第二十八項から第三十項まで」に、「短期売買商品の」を「短期売買商品等の」に、「第十一項第一号」を「第二十八項第一号」に、「短期売買商品損失額」を「短期売買商品等損失額」に、「短期売買商品等に」を「短期売買商品等に」に、「以下第十三項」を「以下第三十項」に、「短期売買商品」を「短期売買商品等」に、「第十二項」を「第二十九項」に、「第十六項」を「第三十三項」に、「、第十三項」を「、第三十項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第十五項中「短期売買商品」を「短期売買商品等」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第十四項を同条第三十一項とし、同条第十三項中「要件」の下に「のいずれか」を加え、同項を同条第二十九項とし、同条第十二項中「要件」の下に「の全て」を加え、同項を同条第二十八項とし、同条第十一項中「除く。以下第十三項」を「除く。以下第三十項」に改め、同項第一号中「第十三項」を「第三十項」に改め、同項第二号中「第十八項第四号ロ」を「第三十五項第四号ロ」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第十項中「、第十六項」を「、第三十三項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第九項を同条第二十六項とし、同条第八項中「第三項」を「第二項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第七項を同条第二十四項とし、同条第四項から第六項までを十七項ずつ繰り下げ、同条第三項を削り、同条第二項中「第三十九条の百十四の二第二十項第三号」を「第三十九条の百十四の二第三十一項第三号」に改め、「（法第六十八条の九十第二項第一号に規定する外国関係会社をいう。以下この項及び第二十四項において同じ。）」、「本店又は主たる事務所の所在する国又は地域（以下この項及び第二十三項において「」及び「」という。）」を削り、同項を同条第十九項とし、同項の次に次の一項を加える。

20　第二項の規定は、施行令第三十九条の百十五第一項第四号に規定する財務省令で定める配当等の額について準用する。

第二十二条の七十六第一項の次に次の十七項を加える。

2　施行令第三十九条の百十四の二第五項に規定する財務省令で定める剰余金の配当等の額は、法人税法第二十四条第一項（同項第二号に掲げる分割型分割、同項第三号に掲げる株式分配又は同項第四号に規定する資本の払戻しに係る部分を除く。）の規定の例によるものとした場合に同法第二十三条第一項第一号又は第二号に掲げる金額とみなされる金額に相当する金額とする。

3　施行令第三十九条の百十四の二第六項第一号に規定する財務省令で定める収入金額は、外国関係会社（法第六十八条の九十第二項第一号に規定する外国関係会社をいう。以下この条において同じ。）の行う主たる事業に係る業務の通常の過程において生ずる預金又は貯金の利子の額とする。

4　施行令第三十九条の百十四の二第六項第二号に規定する財務省令で定める資産の帳簿価額は、次に掲げる金額とする。

一　未収金（次に掲げる金額に係るものに限る。）の帳簿価額

イ　外国子会社（施行令第三十九条の百十四の二第六項に規定する外国子会社をいう。以下この項において同じ。）から受ける剰余金の配当等（法第六十八条の九十第一項第一号ロに規定する剰余金の配当等をいう。以下この条において同じ。）の額（その受ける剰余金の配当等の額の全部又は一部が当該外国子会社の本店所在地国（本店又は主たる事務所の所在する国又は地域をいう。以下この条及び次条において同じ。）の法令において当該外国子会社の所得の金額の計算上損金の額に算入することとされている剰余金の配当等の額に該当する場合におけるその受ける剰余金の配当等の額を除く。次号において同じ。）

ロ　前項に規定する利子の額

二　現金、預金及び貯金（以下この条において「現預金」という。）の帳簿価額（外国子会社から剰余金の配当等の額を受けた日を含む事業年度においては当該事業年度において受けた当該剰余金の配当等の額に相当する金額を限度とし、同日を含む事業年度以外の事業年度にあつては零とする。）

5　施行令第三十九条の百十四の二第八項に規定する財務省令で定める外国関係会社は、被管理支配会社（特定子会社（同項に規定する特定子会社をいう。以下この項において同じ。）の株式又は出資（以下この条において「株式等」という。）の保有を主たる事業とする外国関係会社で、施行令第三十九条の百十四の二第八項各号に掲げる要件の全てに該当するものをいう。以下この項において同じ。）の株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社で、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

一　その事業の管理、支配及び運営が管理支配会社（法第六十八条の九十第二項第二号イ(4)に規定する管理支配会社をいう。以下この項及び第九項第一号において同じ。）によつて行われていること。

二　管理支配会社の行う事業（当該管理支配会社の本店所在地国において行うものに限る。）の遂行上欠くことのできない機能を果たしていること。

三　その事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てが、その本店所在地国において、管理支配会社の役員（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。第十五項第三号において同じ。）又は使用人によつて行われていること。

四　その本店所在地国を管理支配会社の本店所在地国と同じくすること。

五　施行令第三十九条の百十四の二第八項第五号に掲げる要件に該当すること。

六　当該事業年度の収入金額の合計額のうちに占める次に掲げる金額の合計額の割合が百分の九十五を超えていること。

イ　被管理支配会社又は特定子会社から受ける剰余金の配当等の額（その受ける剰余金の配当等の額の全部又は一部が当該被管理支配会社の本店所在地国の法令において当該被管理支配会社の所得の金額の計算上損金の額に算入することとされている剰余金の配当等の額に該当する場合におけるその受ける剰余金の配当等の額及びその受ける剰余金の配当等の額の全部又は一部が当該特定子会社の本店所在地国の法令において当該特定子会社の所得の金額の計算上損金の額に算入することとされている剰余金の配当等の額に該当する場合におけるその受ける剰余金の配当等の額を除く。）

ロ　被管理支配会社の株式等の譲渡（当該外国関係会社に係る関連者（法第六十八条の九十第二項第二号ハ(1)に規定する関連者をいう。以下この条において同じ。）以外の者への譲渡に限るものとし、その取得の日から一年以内に譲渡が行われることが見込まれていた場合の当該譲渡及びその譲渡を受けた株式等を当該外国関係会社に係る関連者に移転することが見込まれる場合の当該譲渡を除く。ロにおいて同じ。）及び特定子会社の株式等の譲渡に係る対価の額

ハ　その行う主たる事業に係る業務の通常の過程において生ずる預金又は貯金の利子の額